

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 第14回通常総会報告

6月21日(水)10時30分より、さいたま市の浦和コミュニティセンター第13集会室において第14回通常総会を開催しました。当日は、団体・個人正会員、傍聴を含め64名が出席し、「2016年度事業報告、活動決算」「定款一部変更」「役員一部選任」の3議案は賛成多数(定款一部変更の件は表決権数の4分の3以上の賛成)で承認されました。

※ 表決権総数134個中、実出席38個、委任4個、書面80個 計112個(採決時)

総会は、理事会から推薦された個人正会員の小田好美さんの司会で開会し、議長に個人正会員の松苗弘幸さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の滝澤玲子さん、高橋雅之さんを選任、書記に活動委員の石井さん、佐野さんを任命しました。

**主催者挨拶** 会を代表して池本誠司理事長から「なくす会は、地域の消費者団体の活動に根ざした適格消費者団体として、この一年も様々な活動をしてきました。差止請求関連業務では、(株)NTTドコモに対する訴訟を提起しました。また、行動できる消費者を増やすため、消費者被害防止サポーター養成事業などを県から受託したほか、インターネット広告の不正表示をチェックし、県の不当表示を扱う部署と連携し適正化に結び付ける事業も受託しました。活動委員会の広告チェックなどの活動も成果を上げています。さらに集团的消費者被害回復訴訟制度に取り組むための特定適格消費者団体の認定に向けた準備も進めています」との挨拶がありました。



▲主催者挨拶  
池本理事長



▲来賓挨拶  
田中消費生活課課長

**来賓挨拶** 埼玉県県民生活部消費生活課 課長の田中様から「適格消費者団体として差止請求訴訟を始めとし消費者被害の未然防止のための活動に感謝申し上げます。新たな消費者団体訴訟制度が昨年10月に施行され、被害回復が可能になりました。消費者にとっては心強い制度です。県としても、なくす会の特定適格消費者団体認定を強く期待するとともに、支援していきたいと思います。県では、平成29年度から5年間の埼玉県消費生活基本計画を策定しました。なくす会を始めとした消費者団体との連携がますます重要になると考えています。併せて、消費者被害防止サポーターの活動推進などの各種事業をなくす会の協力のもと進めていきます」とのご挨拶をいただきました。

**議案** 第1号議案「2016年度事業報告、活動決算」、第2号議案「定款一部変更」：平成28年度NPO法改正による「貸借対照表の公告」義務化に対応するため公告の方法について規定。第3号議案「役員一部選任」：理事3名(吉川尚彦さん、青柳則子さん、今野嘉久さん)の退任に伴う役員の選任。新たな役員は大山 克己さん、前田 多賀美さん、加藤 一彦さん。  
※事業報告、活動決算については、なくす会ホームページを参照ください。

**報告事項** 第1回理事会の開催後、岩岡専務理事より2017年度の理事会体制が報告され、検討委員30人、活動委員29人(公募21人・団体推薦8人)が紹介されました。続いて「2017年度の事業計画と活動予算」を報告した後、活動委員4名による「2016年度活動委員会の活動報告」を行ない、総会を終了しました。



▲活動委員会報告の様子



## 【総会記念講演】

「消費者団体による 集団的な消費者被害回復のための新制度」

講師：佐々木 幸孝 弁護士

特定適格消費者団体

《概要》

認定NPO法人 消費者機構日本 代表理事・副理事長

消費者機構日本は2016年12月に特定適格消費者団体の認定を受け、現在被害回復のための新制度の活用に向け検討を進めています。この制度における消費者側のメリットに、訴訟で一番労力を要する事業者の責任を認めさせるところまでの主張・立証をしないでよいこと、個別に訴訟を起こすより費用負担が少ないことなどがあります。

制度を根付かせるためには、特定適格消費者団体が増え、消費者の認知度を上げていくことが必要です。また、2013年の消費者裁判手続き特例法の公布以降、施行までの3年間の間に事業者団体からの反対などもあり使い勝手が悪くなっている部分があることから、改正を求めていく必要もあります。



▲記念講演講師  
佐々木氏

## 現在行っている主な差止請求関連活動報告（2017年7月10日現在）

事業者名 (業種)	問題とした主な 不当条項【該当法】	成果・経過等
《訴訟提起》 ㈱NTT ドコモ	無制限な 約款変更権の定め 【消費者契約法】	第1回期日が3月17日に終了しました。 第2回期日は7月27日(木)10時、東京地方裁判所 第706号法廷です。 ※傍聴希望の方はなくす会事務局 048-844-8972 まで
㈱アプラス (Tカード)	Tカードの支払 方法変更に関する 規約変更 【消費者契約法】	2017年2月に行なった消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求(41条書面)に対し、同年3月、「消費者の利益を一方的に害するものには当たらず、申し出に応じることはできない。」との回答を受領後、6月に面談を実施しました。 ⇒面談の結果を含め、今後について検討中です。
㈱モイスト (健康食品)	Web上の 注文フォームの 表記について 【景品表示法】 【特定商取引法】	2017年5月、Web上の広告において、「申込みにより消費者が負担することとなる最低金額の総額」「4カ月の継続が条件となること」の表記を大きな文字でわかりやすく表示することについて「再申入れ」を行ないました。 ⇒同年6月、広告表示を変更するとの回答を受領しました。

※その他、結婚相手紹介サービス事業者、賃貸アパート管理事業者、外装塗装事業者に「申入れ」を行っています。



埼玉県からの受託事業として、2016年度は「消費者被害防止サポーター活動推進事業」と「高齢者等見守り促進事業」に取り組みました。「消費者被害防止サポーター活動推進事業」は、9回の養成講座、4日間×2回のフォローアップ研修、5回の交流会を実施し、養成講座に211人、フォローアップ研修に127人、交流会に77人が参加し、サポーター登録者は2016年度内で159人増えました。「高齢者等見守り促進事業」では、4人の見守り推進員が22市町村を訪問し、消費者被害防止サポーターが円滑に地域で活動できるよう市町村とサポーターとの懇談をお願いしました。ホームページに「埼玉県消費者被害防止サポーター関連」を新設し、サポーターニュースを3回発行しました。

2017年度は、「消費者被害防止サポーター活動推進事業」は養成講座18回、フォローアップ研修と交流会は午前午後で合体し4地区で年間3回開催など15回を計画し、進行中です。「高齢者等見守り促進事業」は、昨年度は下期の半年間でしたが今年度からは一年間の取り組みとなり、市町村における消費者被害防止サポーターの活動促進と消費者安全確保地域協議会設置促進活動に取り組んでいます。また、新たに「インターネット適正広告推進事業」も加わり、5会場での景品表示法講座の開催と月ごとにテーマを決めて検索作業などを進めています。

2017年度からの「埼玉県消費生活基本計画」では、地域協議会のイメージ図に「消費者被害防止サポーター等」と記述され、「消費者団体・消費生活協同組合や事業者など各種団体との連携を図ることが大切」「消費者団体やNPO、事業者、関連団体等との連携を図り」などが数カ所に書かれています。この間の要望内容などの実現の方向性が見えてきている中、自らも「実施者」としての責任を強く感じています。

### この間の主な会議

理事会：2016年度第7回（5/26）・・・(株)ディー・エヌ・エーに対する検討、2017年度事業計画活動予算 などについて議決しました。

2017年度第1回（6/21）・・・2017年度役員体制の確認、検討委員・活動委員の選任

検討委員会：2016年度5月（5/26）、6月（6/30）

活動委員会：2016年度第11回（6/6）、2017年度第1回（7/11）

第19回適格消費者団体と日弁連との懇談会（5/31）

### 全国の適格消費者団体情報

『NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ』が、5月15日に全国で16番目、北陸で初めて「適格消費者団体」として認定されました。

『NPO法人 消費者機構関西』（KC's）が、6月21日に、「特定適格消費者団体」の認定を受けました

2017年7月現在、適格消費者団体は16団体、特定適格消費者団体は2団体です。

# クレジットカード、安全に使えていますか？

## カード情報を守るための対策を学びます



日頃便利に使っているクレジットカード。“ICチップがついているから安心”  
“サインしているから安心”と思いませんか？



日時：2017年8月29日（火）10時～12時

会場：浦和コミュニティセンター第13集会室

（JR浦和駅東口 浦和パルコ上 コムナーレ10階）

講師：（一社）日本クレジット協会 クレカウンセラー

会費：無料

定員：80名

クレカウンセラー：日本クレジット協会の実施する「クレカウンセラー（クレジット債権管理士上級 資格）資格認定試験」に合格した有資格者で、日々の業務で培った知識と実務能力はもとより、クレジットに必要な法令などをはじめとする幅広い専門知識を習得した協会会員企業の役員や社員です。

### なくす会のパンフレットが新しくなりました

パンフレットは、なくす会ホームページ  
ホーム>団体概要>団体のパンフレットはこちら  
からダウンロードできます。



**会員募集中です！寄附金での活動支援もお願いします  
会員の皆様、会費の納入をよろしくお願いします**



正会員（団体、個人）、賛助会員（団体、個人）としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください！

年会費：団体正：1万円、個人正：3千円、団体賛助：3千円、個人賛助：千円

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No. 5098908

- ◆商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！
- ◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999
- ◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（0570-064-370）